

5.届出データの開示請求

(1) 開示請求手続き —平成15年3月 環境省—

化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR制度により、国の関係行政機関(主務省庁)の長に対し、事業者が届け出た化学物質の環境への排出量等に関する情報について、誰でも開示を請求することができます。

環境省では、「環境省PRTR開示窓口」を設け、開示請求や開示に係る各種御相談を受け付けています。

○PRTR制度とは？

化学物質を取り扱う事業者が、事業活動によって環境に排出される化学物質の排出量・移動量等について、毎年4月～6月の間に、都道府県を経由して自ら営む業を所管する主務省庁の長に届け出ることが義務づけられている制度です。

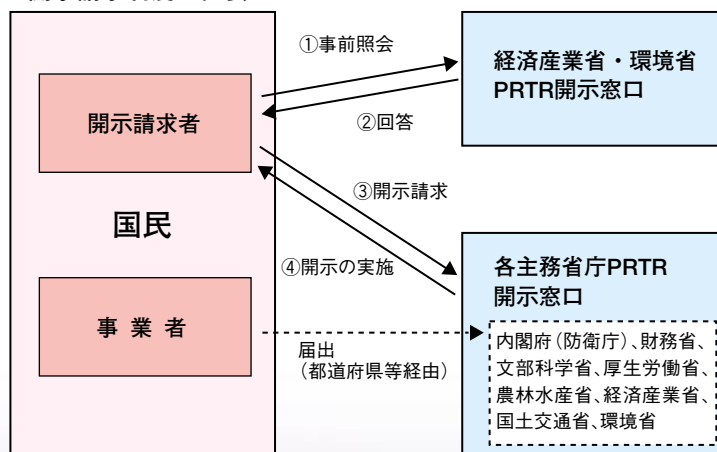
この届け出られた個別事業所ごとの排出量等の情報は、環境省・経済産業省のコンピュータにて電子的に記録され集計されます。

集計結果の公表日以後、どなたでも主務省庁の保有する事業所に係る情報の開示を請求することができます。

○主務省庁

届出をする事業者が営む業を所管する省庁のことで、本法においては防衛庁・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省の8省庁が該当します。

〈開示請求制度の概要〉



①事前照会：開示請求の際に、開示対象(開示を求める事業所名等)を特定するための事前の手続きのことです。「[ファイル記録事項開示請求事前照会書様式](#)」

②回 答：開示請求を特定するために必要となる情報の提供を受けることができます。

③開示請求：「[ファイル記録事項開示請求書](#)」の提出と手数料の納付を行います。

④開示の実施：指定した媒体で開示を受けることができます。

(2) 開示請求のための費用

| 媒体 | 手数料 |
|------------------|--------------------------|
| 用紙出力 | 20円/枚 |
| フロッピーディスク | 260円/0.5メガバイト及び80円/ディスク |
| CD-R | 260円/0.5メガバイト及び200円/CD-R |
| CD-Rで全事業所を一括して請求 | 890円/200メガバイト及び200円/CD-R |